

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2006 年 第 3 回 一部改正

2006 年 第 3 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号／達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2006 年 第 3 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.5 定期的検査等の延期

-2.を-3.とし、-2.として次の 1 項を加える。

-2. 前-1.によるほか、**1.1.3-1.(5)(a)**及び**(b)**に定めるボイラ検査は、使用を予定している修理設備又は主要な材料，設備若しくは予備品が使用不能な場合又は荒天を回避することによる遅延の場合には、本会の承認を得て検査を受ける時期を 3 ヶ月延期することができる。

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.3 効力試験

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・表 B2.1 に掲げる射水試験（検査員が必要と認める場合） ・機械駆動式倉口蓋にあっては，任意に選択したものについて作動確認を行う。
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	・作動確認。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	・作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）	・作動確認（故障警報の確認を含む。）
5 消火ポンプ（非常用を含む。），送水管，消火栓，消火ホース及びノズル等の射水消火装置	・射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあっては，1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	・通水試験
7 排煙用通風機	・作動確認
8 復原性計算機	・2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に，復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については，計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置 ⁽¹⁾	・作動試験。ただし，任意に選択したものについて行う。
10 排水設備 ⁽²⁾	・作動試験

(備考)

(1) D 編 13.8.5 に規定する水位検知警報装置

(2) D 編 13.5.10 に規定する排水設備

3.3 機関の年次検査

3.3.2 効力試験

表 B3.7 中，「(b) ボイラ，熱媒油加熱器及び焼却設備」の 1 行を次のように改める。

表 B3.7 効力試験

試験項目	試験内容
(b) ボイラ，熱媒油加熱器及び焼却設備	規則 D 編 9 章に規定する安全装置，警報装置及び圧力計測指示装置（ボイラの圧力計については，校正記録の確認を含む。）の作動試験を行う。また，安全弁の揚弁装置の作動試験を行う。ただし，排ガスエコノマイザの逃し弁の揚弁装置にあっては，1.1.3-1.(1)の時期に検査に先立ち海上において機関長により適切な点検が行われていることをログブックの記録から確認する。なお，検査員が必要と認める場合は，ボイラ水及び熱媒油の管理記録の確認を要求することがある。

4 章 中間検査

4.2 船体，艙装，消火設備及び備品の中間検査

4.2.3 効力試験

表 B4.1 を次のように改める。

表 B4.1 効力試験

試験項目	試験内容
1 表 B3.3 に掲げる設備又は装置（ただし，第 2 項を除く。）	・表 B3.3 中に定めるそれぞれの試験
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	・作動確認
3 排水，係船及び揚錨の装置	・作動確認。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，省略することができる。
4 固定式ドライケミカル粉末消火装置	配管の通気試験 モニタ及びホースラインの作動確認 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動確認 起動用又は加圧用ガスの検量
5 水噴霧装置	・噴霧試験。噴霧量の確認は省略することができる。
6 炭酸ガス消火剤，ハロン消火剤，ドライケミカル粉末消火剤	・消火剤の検量
7 固定式炭酸ガス消火装置及び固定式ハロン消火装置	・配管の通気試験 ・警報装置の作動試験
8 固定式泡消火装置及び固定式高膨張泡消火装置	・送水管の通水試験
9 固定式加圧水噴霧装置	・噴霧試験 ・加圧水ポンプの作動試験
10 自動スプリンクラ装置	・スプリンクラ用探知器を作動させたうえで放水警報，スプリンクラポンプの作動確認
11 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	・作動確認
ばら積貨物船に対する追加要件	
12 機械駆動式倉口蓋	・任意に選択したものについて作動確認 ・建造後 15 年を超える船舶では，全てについて作動確認
13 風雨密倉口蓋	・建造後 15 年を超える船舶では，全てについて表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
14 水位検知警報装置	・建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

- 2. 前-1.によるほか、次の**(1)**から**(5)**の効力試験及び作動試験を行う。
- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について **4.2.3** の表 **B4.1** 第 1 項でいう作動試験
 - (2) すべての風雨密倉口蓋について表 **B2.1** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
 - (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
 - (4) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
 - (5) すべての D 編 **13.8.5** に規定する水位検知警報装置について、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 1 項でいう作動試験

5.2.6 構造部材等の板厚計測

-1 を次のように改める。

- 1. 定期検査では、次の**(1)**から**(5)**に従って構造部材等の板厚計測を行う。
- (1) 板厚計測は、適正な超音波板厚計を使用するか、又はその他の同等な方法により行う。なお、検査員が必要と認める場合は、その機材の精度の証明を要求することがある。
 - (2) 板厚計測は、当該検査の完了の前 12 箇月以内に検査員立会いのもとで、「事業所承認規則」に従って本会の承認した業者または本会が適当と認める業者によって行わなければならない。なお、計測値の精度を確保するため検査員が必要と認める場合は、再計測を要求することがある。
 - (3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに行わなければならない。
 - (4) 板厚計測の結果は、板厚計測記録としてまとめ、本会に提出しなければならない。
 - (5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施しなければならない。

7章 ボイラ検査

7.1 ボイラ検査

表 B7.1 を次のように改める。

表 B7.1 ボイラ検査の項目

検査項目	備考
1 ボイラ内部	・マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外して検査する。また、検査員が必要と認める場合は、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。
2 過熱器、節炭器及び排ガスエコノマイザ	・内外部を検査する。また、煙管式排ガスエコノマイザにあっては、全ての接近できる溶接継手部について目視検査を行う。また、検査員が必要と認める場合は当該溶接継手の非破壊試験を行う。
3 ボイラ及び熱媒油加熱器 ^(注 1) の煙室内部等	・火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。
4 ボイラに属する弁及びコックの要部	・開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。
5 ボイラ板の厚さ、支柱の径並びに管及び熱媒油加熱管 ^(注 1) の厚さ	・検査員が必要と認める場合は、実測を行う。
6 ボイラ、過熱器及び熱媒油加熱器 ^(注 1) の安全弁等	・開放検査後、制限圧力の3%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。 なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、揚弁装置の作動試験を行う。ただし、停泊時に圧力を上昇させることができない排ガスエコノマイザの逃し弁にあっては、航海中に機関長が適切な調整を行い、検査員の確認のために結果をログブックに記録することで差し支えない。 熱媒油加熱器にあっては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器 ^(注 1) に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。
7 安全装置、警報装置及び自動燃焼装置	・上記検査終了後、D 編 9 章の規定に従い、各装置が有効に作動することを確認する。
8 ログブックの記録の確認	・前回の検査以降の次の記録について確認する。 (1) 運転状態 (2) 保守状況 (3) 修理の履歴 (4) 給水又は熱媒油の管理状態

(注)

1 火炎、燃焼ガス又は機関の排ガスによって加熱される熱媒油加熱器について適用する。

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2007 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1.(1)(aa)を次のように改める。

(aa) **C 編 27.2** 又は **CS 編 23.2** に規定する曳航及び係留設備配置図

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(11)を次のように改める。

(11) **C 編 27.2** 又は **CS 編 23.2** に規定する個々の曳航及び係留設備の支持構造に関する強度計算書（本会が適当と認める規格によらない曳航及び係留設備にあっては、当該設備に関する強度計算書）（設計荷重を記載したもの）

2.1.6 及び 2.1.7 として次の 2 条を加える。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（**C 編 23.3.10** 及び **23.4.9** 又は **CS 編 21.3.10** 及び **21.4.9**）
 - (b) 損傷制御図（**C 編 33.3.1**）
 - (c) ローディングマニュアル（**C 編 34 章**又は **CS 編 25 章**）
 - (d) 点検設備に関する手引書（**C 編 35.2.6** 又は **CS 編 26.2.6**）
 - (e) 復原性資料（**U 編 1.2.1**, **N 編 2.2.2**, **S 編 2.2.2**）
 - (f) 液化ガスばら積船に関するオペレーションマニュアル（**N 編 18.1**）
 - (g) 危険化学品ばら積船に関するオペレーションマニュアル（**S 編 16.1**）
 - (h) 貨物取扱い計画書（**N 編 17.20.13-2**, **N 編 17.22.12-10**, **S 編 15.3.2-15**, **S 編 15.8.32**）
 - (i) 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表（**N 編 15.2.2**, **N 編 17.20.14**, **S 編 15.3.2-12**, **S 編 15.8.34-3**, **S 編 15.14.7-3**）
 - (j) 独立型タンクタイプ *B* のタンクに関する非破壊検査法案（**B 編**, 表 **B5.27**）
 - (k) メンブレン方式及びセミメンブレン方式タンク並びに内部防熱式タンクに関する検査法案（**B 編**, 表 **B5.27** の注 1）
 - (l) 貨物固縛マニュアル（**B 編 1.2.2**）（日本籍船舶用規則のみ）

(2) その他の手引書等

- (a) 曳航及び係留設備配置図 (C 編 27.2.6 又は CS 編 23.2.6)
- (b) 非常曳航設備に関するオペレーションマニュアル (C 編 27.3 関連)
- (c) 損傷制御のための小冊子 (C 編 33.3.2)
- (d) 積付計算機の取扱説明書 (C 編 34 章又は CS 編 25 章)
- (e) 点検設備図 (C 編 35.1.5 又は CS 編 26.1.5)
- (f) 復原性計算機の取扱説明書 (U 編 1.2.2)
- (g) 機関の説明書 (D 編 1.3.9)
- (h) 水位検知警報装置に関する手引書 (D 編 13.8.5-4.又は 13.8.6-3.)
- (i) 蓄電池保守記録書 (H 編 1.1.8)
- (j) 貨物タンクの通気装置に関する取扱説明書 (R 編 4.5.3 関連)
- (k) 火災制御図, 火災安全操作手引書, 訓練手引書及び保守計画書 (R 編 14 章, 15 章及び 16 章)
- (l) ヘリコプタ運航手引書 (R 編 18.8)
- (m) イナートガス装置の取扱説明書 (R 編 35.2.11)
- (n) IGC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (N 編 18.2.2-3.)
- (o) IBC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (S 編 16.2.3-1.)
- (p) 海洋構造物, 作業船等に関する操船資料 (P 編 1.1.6)

(3) 2.1.7 に規定する完成図

- 2. 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合, その他の図面等の備付けを要求することがある。
- 3. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては, 前-1.に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

2.1.7 完成図

検査申込者は, 製造中登録検査の完了に際し, 次に掲げる図面について完成図を作成し, 本会に提出しなければならない。

- (1) 一般配置図
- (2) 中央横断面図, 部材寸法図, 甲板構造図, 外板展開図, 横置隔壁図, 舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面
- (3) ビルジ管, バラスト管及び貨物管系統図
- (4) 防火構造図
- (5) 消火設備配置図
- (6) 船橋視界に関する図面

2.2 製造後の登録検査

2.2.3 として次の 1 条を加える。

2.2.3 船上に保持すべき図面

製造後の登録検査の完了に際しては, 2.1.6 に規定する図面等が船舶に備えられていることを確認する。

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認

表 B3.1 中、「8 曳航及び係留設備配置図」の 1 行を次のように改める。

「

8 曳航及び係留設備配置図	・C 編 27.2 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
---------------	---

」

3.2.2 現状検査

表 B3.2 中、「17 曳航及び係留設備」の 1 行を次のように改める。

「

17 曳航及び係留設備	・C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全使用荷重 (SWL) が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
-------------	--

」

10 章 鋼製はしけの検査

10.2 製造中登録検査

10.2.6 を 10.2.7 とし，10.2.6 として次の 1 条を加える。

10.2.6 完成図

検査申込者は，製造中登録検査の完了に際し，次に掲げる図面について完成図を作成し，本会に提出しなければならない。

- (1) 一般配置図
- (2) 中央横断面図，部材寸法図，甲板構造図，外板展開図，横置隔壁図，舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面
- (3) ビルジ管，バラスト管及び貨物管系統図

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2007 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

4 章 中間検査

4.3 機関の中間検査

4.3.1 現状検査

表 B4.5 中、第 2 項を次のように改める。

2 電気設備	発電機，配電盤（いずれも非常用を含む。），電動機及びケーブルの絶縁抵抗を測定し，現状が良好であることを確認する。その値が H 編 2.18.1 の規定に合格しないときは，調整する。ただし，適正な測定記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この測定を省略することができる。
--------	--

表 B4.5 中，タンカーに対する要件第 2 項として次の 1 項を加える。

2 危険場所の電気設備	(a) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し，H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに，絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし，適正な測定記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この測定を省略することができる。 (b) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。
-------------	--

4.4 液化ガスばら積船の特別要件

4.4.2 検査

表 B4.6 中，第 3 項を次のように改める。

3 危険場所の電気設備	表 B4.5 中，タンカーに対する要件第 2 項に従う。
-------------	-------------------------------------

4.5 危険化学品ばら積船の特別要件

4.5.2 検査

表 B4.7 中、第 1 項を次のように改める。

1 危険場所の 電気設備	表 B4.5 中、タンカーに対する要件第 2 項に従う。
-----------------	-------------------------------------

5 章 定期検査

5.3 機関の定期検査

5.3.1 現状検査

表 B5.25 中、第 2 項(c)を削る。

表 B5.25 中、タンカーに対する要件第 2 項として次の 1 項を加える。

2 危険場所の 電気設備	(a) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し、 H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 (b) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。
-----------------	--

5.4 液化ガスばら積船の特別規定

5.4.2 検査

表 B5.27 中、第 6 項として次の 1 項を加える。

6 危険場所の 電気設備	表 B5.25 中、タンカーに対する要件第 2 項に従う。
-----------------	--------------------------------------

5.5 危険化学品ばら積船の特別要件

5.5.2 検査

表 B5.28 中，第 5 項として次の 1 項を加える。

5 危険場所の 電気設備	表 B5.25 中，タンカーに対する要件第 2 項に従う。
-----------------	--------------------------------------

附 則（改正その 3）

1. この規則は，2007 年 1 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2006 年 第 3 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.2 船級維持検査

現行規定を-1.とし，次のように改める。

- 1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については，次による。
 - (1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更
都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には，船主は用途変更願書を本会に提出する。この取扱いをすれば，以後水圧試験を必要としない。この場合，タンク吸引管は一部を取外し，端部にはブランクフランジを付ける。
 - (2) 各タンクの用途変更
各タンクの用途変更を行う場合には，昭和 39 年以降の鋼船規則適用船では，縦強度を再計算の上，場合によっては，補強する必要があるので，その旨本会に申し出る。
 - (3) 積付条件の変更
図面承認条件と著しく異なる積付けを行う場合には，縦強度，せん断力及び局部強度に関し再計算の上本会の承認を得る必要がある。
 - (4) ローディングマニュアルの変更
船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる場合は，その変更されたデータに基づいて新たにローディングマニュアルを作成し，本会の承認を得なければならない。
 - (5) その他の変更又は改造
その他の変更又は改造等については，その内容により本会の承認を得る必要があるので，その旨本会に申し出る。一般に，主要な船体構造の変更を伴う改造については，本会の承認を得る必要がある。規則 B 編 2.5.1 も参照すること。

-2.として次の1項を加える。

-2. 前-1.の変更又は改造等により、規則B編2.1.6及び2.2.3に掲げる図面等に変更が生じた場合、該当図面等を更新し、本会検査員の確認を受ける必要がある。なお、原状復旧の原則に基づく修理や局所的な補強等による図面等の内容の変更（例えば、板部材の切り替え工事による部分的な板厚の変更及び溶接線の変更、限定的に甲板貨物を積載する場合の補強材の追加等）については、この限りではない。

附 則（改正その1）

1. この達は、2007年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 船級維持検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(10), (11)及び(12)として次の3号を加える。

(10) 単船倉貨物船の水位検知警報装置

2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船であって、1998年7月1日前に建造開始段階にあったものについては乾舷用長さ (L_f) が100 m未満のもの、又は1998年7月1日以降建造開始段階にあったものについては乾舷用長さ (L_f) が80 m未満のもので、かつ、乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが、1以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないものについては、規則D編13.8.6に規定する水位検知警報装置が備えられていることを、2007年1月1日より後の最初の中間検査又は定期検査であっていずれか早い方の時期までに、検査により確認を受ける。ただし、2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則B編1.3.1(13)に定義するばら積貨物船、2006年7月1日以降建造開始段階にある規則C編31A.1.2(1)に定義するばら積貨物船、規則D編13.8.5の規定を満足する船舶及び貨物倉全長の両舷船側に、内底板から乾舷甲板に達する水密区画であって船側外板の法線方向における幅が760 mm以上のものを備える船舶については、水位検知警報装置を備える必要はない。

(11) 国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の構造要件

(a) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船は、2012年1月1日を超えない日までの入渠又は上架の時に、規則S編に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受ける。ただし、専ら規則S編17章表S17.1の“e「船型」”欄に“(k)”が記されている貨物の運送に従事している危険化学品ばら積船又は専用船として以下のi)からiv)に挙げる各貨物のみの運送に特化して設計された危険化学品ばら積船にあっては、2017年1月1日を超えない日までの入渠又は上架の時に、規則S編2章に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受けることとしてよい。

i) 硫酸アルミニウム（水溶液）

ii) イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）

iii) 無水フタル酸（熔融状のものに限る。）

iv) 次亜塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が15質量%以下のものに限る。）

(b) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船であって表B1.1.3-1.に挙げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2007年1月1日以降の最初に予定されている入渠又は上架の時に、表B1.1.3-1.の特別要件により要求される装置を備えていることを、検査により確

認を受ける。

(12) 小型の危険化学品ばら積船に備える制御式通気装置の二次的措置

2002 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 500 トン未満の危険化学品ばら積船は、2007 年 1 月 1 日を超えない日までに、規則 S 編 8.2.3 で規定される装置を備えていることを、検査により確認を受ける。ただし、国際航海に従事しない当該船舶にあっては、2007 年 1 月 1 日以降の最初に予定されている入渠又は上架の時に、規則 S 編 8.2.3 で規定される装置を備えていることを、検査により確認を受ける。

表 B1.1.3-1.を加える。

表 B1.1.3-1. 特別要件一覧表

貨物品名	鋼船規則 S 編 表 17.1 の “o”欄中の特別要件
アセトンシアノヒドリン	15.13
酪酸	15.19.6
ホスホン酸水素ジメチル	15.19.6
グルタルアルデヒド（水溶液）（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
イソプロパノールアミン	15.19.6
メタクリル酸	15.19.6
水酸化カリウム（水溶液）	15.19.6
ノルマルプロパノールアミン	15.19.6
水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
硫酸	15.19.6
廃硫酸	15.19.6
トリメチル酢酸	15.19.6

B4 中間検査

B4.3 機関の中間検査

B4.3.1 現状検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 **B 編表 B4.5** 中、タンカーに対する要件第 2 項にいう「危険場所」とは、規則 **H 編 4.2.3-1.**, **-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

B4.4 液化ガスばら積船の特別規定

B4.4.2 検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 **B 編表 B4.6** 中、第 3 項にいう「危険場所」とは、規則 **H 編 4.2.3-3.**, **-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

B4.5 危険化学品ばら積船の特別規定

B4.5.2 検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 **B 編表 B4.7** 中、第 1 項にいう「危険場所」とは、規則 **H 編 4.2.3-2.**, **-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

B5 定期検査

B5.3 機関の定期検査

B5.3.1 現状検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 **B 編表 B5.25** 中，タンカーに対する要件第 2 項にいう「危険場所」とは，規則 **H 編 4.2.3-1.**，**-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

B5.4 及び B5.5 として次の 2 節を加える。

B5.4 液化ガスばら積船の特別規定

B5.4.2 検査

規則 **B 編表 B5.27** 中，第 6 項にいう「危険場所」とは，規則 **H 編 4.2.3-3.**，**-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

B5.5 危険化学品ばら積船の特別要件

B5.5.2 検査

規則 **B 編表 B5.28** 中，第 5 項にいう「危険場所」とは，規則 **H 編 4.2.3-2.**，**-4.**及び**-5.**に定める危険場所をいう。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2007 年 1 月 1 日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.5 定期的検査等の延期

(2)(c)として次の1号を加える。

- (c) 規則 B 編 1.1.5-2.によりボイラ検査を延期する場合にあっては、事前に次の検査及び試験を行うこと。
 - i) 外部検査
 - ii) 安全弁の揚弁装置の作動試験
 - iii) 安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置の作動試験
 - iv) 前回の検査以降の次の記録の確認
 - 1) 運転状態
 - 2) 保守状況
 - 3) 修理の履歴
 - 4) 給水又は熱媒油の管理状態

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-9.を-10.とし、-9.として次の項を加える。

-9. 規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船において、規則 B 編 1.4.2-1.でいう「検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備」とは、次の(1)から(3)によること。

- (1) 構造部材等(倉内肋骨を除く。)の精密検査では、次の(a)から(f)による。
 - (a) 固定点検設備
 - (b) 仮設又は一時的な点検設備
 - (c) リフト及び移動式プラットフォーム
 - (d) ボート又はラフト(バラストタンクに限る。)
 - (e) 可搬式はしご
 - (f) その他の同等設備
- (2) 100,000DWT未満のばら積貨物船の倉内肋骨の精密検査では、次の(a)から(f)による。
 - (a) 固定点検設備
 - (b) 仮設又は一時的な点検設備

- (c) 長さ 5m 以下の可搬式はしご(倉内肋骨の下部及び下部肘板に限る。)
 - (d) 油圧式アーム付車両(チェリーピッカー等), リフト及び移動式プラットフォーム
 - (e) ボート又はラフト(貨物兼バラストホールドに限る。)
 - (f) その他の同等設備
- (3) 100,000DWT 以上のばら積貨物船の各定期的検査の倉内肋骨の精密検査では, 次の (a)及び(b)による。
- (a) 年次検査, 中間検査(船齢が 10 年未満)及び第 1 回定期検査では, 次の i)から v) による。なお, 上部にはしごを固定するための設備を有する可搬式はしごの使用については, 年次検査における倉内肋骨の精密検査においてのみ認められる。ただし, 以前の検査で認められた疑わしい箇所及び当該検査において認められた疑わしい箇所の検査には, その使用は認められない。
- i) 固定点検設備
 - ii) 仮設又は一時的な点検設備
 - iii) 油圧式アーム付車両(チェリーピッカー等), リフト及び移動式プラットフォーム
 - iv) ボート又はラフト(貨物兼バラストホールドに限る。)
 - v) その他の同等設備
- (b) 中間検査(船齢が 10 年以上)及び第 2 回以降の定期検査では, 次の i)から vi)による。
- i) 固定点検設備
 - ii) 仮設又は一時的な点検設備
 - iii) 油圧式アーム付車両(チェリーピッカー等)(倉内肋骨の中間部, 下部及び下部肘板に限る。)
 - iv) リフト及び移動式プラットフォーム
 - v) ボート又はラフト(貨物兼バラストホールドに限る。)
 - vi) その他の同等設備

B5 定期検査

B5.2 船体，艤装，消火設備及び備品の定期検査

B5.2.6 構造部材の板厚計測

-6 を削除する。

附 則（改正その 3）

- 1.** この達は，2007 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
- 2.** 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。